

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則（昭和五十三年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第五条に次の一項を加える。

5 条例第七条第二項の規定により、宿泊施設を使用しようとする者は、別記様式第五号の使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第八条第一項中「又はあけぼの」を「、あけぼの又は宿泊施設」に、「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に、「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改める。

第八条第二項中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改める。

第九条第一項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第十条中「別記様式第八号」を「別記様式第九号」に、「別記様式第九号」を「別記様式第十号」に改める。

別記様式第九号を別記様式第十号に改め、別記様式第五号から別記様式第八号までを一号ずつ繰り下げ、別記様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県立障害者リハビリテーションセンター指定管理者様

宿泊施設を使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒
	氏名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで(泊)	
利用者の別	小学校就学の始期に達するまでの者又は 奉仕活動の目的で利用する者 研修のために利用する者 (就職していない者) 研修のために利用する者 (就職している者) 若草園及び若草療育園の入所者の 3 親等内の親族 その他の者 計	人 人 人 人 人 人 人

注 1 不用の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。